

官報

号外
昭和四十年十二月二十一日

第五十一回 衆議院會議録 第二号

昭和四十年十二月二十一日(火曜日)

午後三時三十分開議
午後二時開議

○本日の會議に付した案件

中小企業信用保險法の一部を改正する法律案
(内閣提出)及び中小企業信用保險臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後三時三十分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

○議長(山口喜久一郎君) 中小企業信用保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出)及び中小企業信用保險臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、中小企業信用保險法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保險臨時措置法案の趣旨の説明を求めます。通商産業大臣三木武夫君。

〔國務大臣三木武夫君登壇〕

○國務大臣(三木武夫君) 中小企業信用保險法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

中小企業者の金融を円滑にするため、政府といたしましては、これまで、信用保証協会が行なう小企業者であつて一定の要件を備えているものについての無担保、無保証人による保証について特別小口保險制度を設けて、小企業者の信用補完を促進している次第であります。

しかしながら、小企業者を取り巻く最近の經濟環境は一段とそのきびしさを加えつつあることにかんがみ、この際特別小口保險制度に所要の改正を行ない、もつて、小企業者の信用補完に遺憾なきを期する必要があると考ふる次第であります。以上の趣旨に基づきまして、今回、中小企業信

用保險法の一部を改正しようとするものでありますが、その概要は、すなわち、特別小口保險の小企業者一人についての保險額の限度額を改正し、現行の三十万円から五十万円に引き上げることとであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。次に、中小企業信用保險臨時措置法案の趣旨を御説明申し上げます。

中小企業を取り巻く經濟環境がますます最近きびしさを加えていることは御承知のとおりであります。政府といたしましては、中小企業者に必要な資金が適正な条件によつて円滑に供給できるよう、これまで政府関係金融機関等を通じて資金量の拡充、金利の引き下げ、信用補完制度の充実等を行なつてきています。この際、信用補完の充実等を行なつてきています。この際、信用補完の充実等を行なつてきています。

しかしながら、中小企業者は、物的担保が乏しく金融機関からの借り入れが困難な状況にあること、また、取引の相手方たる事業者の倒産、事業活動の制限の実施により、一部の関連中小企業者が経営の安定に支障を生じていること等の事態が生じていることを考へます。この際、信用補完制度に關し、昭和四十二年三月末までの間特別の措置を講じ、もつて信用力の薄弱な中小企業者の信用補完に遺憾なきを期する必要があると考へられる次第であります。

この法律案は、以上の趣旨に従ひまして、中小企業信用保險に担保を提供させないで行なう中小企業者の債務の保証にかかる特別の保險制度を設けるとともに、取引の相手方たる事業者の倒産などに伴ひ経営の安定に支障を生じている中小企業者の経営の安定に必要な資金にかかる中小企業信用保險に關する特別措置を講ずること等により、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、もつて中小企業の経営の安定に資することを目的とするものであります。その概要は次のとおりであります。

第一は、第一種保險について、そのてん補率を改正して、百分の七十から百分の八十に引き上げ

第二は、無担保保險を新設することとあります。無担保保險制度は、信用保証協会が行なう物的担保の提供を要しない保証についての保險であります。中小企業者一人についての保險限度は二百万円、そのてん補率は百分の八十であります。

第三は、倒産関連中小企業者が受けた倒産関連保証について中小企業信用保險の特例を設けることとあります。特例の内容は、当該中小企業者に認められる信用保險の通常ワックに対して保險額の限度額を別ワック扱いとし、保險のてん補率を通常の百分の七十から百分の八十に引き上げ、保險料率を、通常年百分の三以内であります。これを、年百分の二以内において政令で定める率に引き下げることであります。

○議長(山口喜久一郎君) 中小企業信用保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出)及び中小企業信用保險臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。大村邦夫君。

〔大村邦夫君登壇〕

○大村邦夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま三木通産大臣から説明のありました中小企業信用保險法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保險臨時措置法案に關し、特に重要と思われる数点について、總理並びに關係各大臣の見解をただしたいと存じます。(拍手)

まず、その第一は、いよいよ深刻の度を加えている日本經濟の危機打開の方途、とりわけ中小企業対策についてであります。

佐藤總理は、超高度經濟成長のひずみをまともな受けて中小企業に對して、農業とともに、財政、金融、税制の面から格段の措置を講ずると

か、ひずみは正に国の総力をあげて立ち向かうとか、いわゆる抜本的施策を講ずることを、しばしば言明されているのであります。中小企業対策には冷淡であった池田前首相にかわって、佐藤総理のこの言明は、危機線上にあえぐ中小企業者にとって、きわめて心強い公約として期待されていたことは、私が強調するまでもなかつたと思つております。ところが、佐藤内閣一年の歩みは、いかなる現実をもたらしただけでありましょか。中小企業の昨年の倒産件数は、負債額一千万円以上で四千二百十二件という記録を残したのであります。本年は、十月までですでに四千五百件をこえているのであります。これがすなわち佐藤総理の言ひ抜本的な中小企業対策の実体であります。

(拍手)

一昨年まではそれでも一千台にとどまっていた倒産件数が、かくも急増した原因を、私どもは一体どこに求めるべきでありましょか。かつては中小企業の危機を経営の拙劣さに求めたこともございます。しかし、今日の中小企業の危機は、その経営の責任とするには、あまりにも強く政治的要因が働いているといわなければなりません。大企業中心の、しかも設備投資中心の超高度成長が、政府の積極的なかけ声によって推進されたことは、私が強調するまでもないところであります。しかし、大企業は、好況時には、一貫生産体制を確立するために、中小企業に対して急速な設備投資を強制いたしました。中小企業は、高い金利をまがまんして、その設備投資要請に歩調を合わせられたのであります。歴史は一転いたしました。大企業中心の超高度成長が生んだ過剰生産という鬼子は、いま大企業の屋台骨までもゆすっているのであります。その矛盾の中から山陽特殊鋼問題が持ち上がり、山一証券までが首を上げました。操短カルテルが相次いで結成されています。住友金属問題に爆発している鉄鋼の苦悩は、まさに高度成長がもたらした当然の帰着といわねばなりません。(拍手)きのうまでおたて上

げ、よきパートナーと持ち上げた中小企業に対して、製品は買いたたく、代金は支払わない、有無を言わせず系列から切り離す、そればかりではございません。本来中小企業の守備範囲であったところまで大企業が進出してきているのであります。歩積み、両建てを強制していた銀行が、今度は中小企業の選別融資を強化してきたのであります。中小企業の危機をつくつた犯人は一体だれなのか、私は、政府の中期経済計画をはじめ、一連の施策が、結局は何らの対策も取り得なかつた責任を追及したいのであります。(拍手)

中小企業の危機は、明らかに大企業の設備拡充競争に原因があります。それを行政的に推進した政府に責任があるのであります。それにもかかわらず、中小企業だけがなぜ記録的な倒産を続けなければならぬのでしょうか。佐藤総理の言ひ抜本的施策とは一体いかなるものをさすのか、私は、ここにその具体的な提示を、しかも納得のいく形においてお答え願いたいのであります。

(拍手)

私がお尋ねしたい第二の問題は、日本経済の中小企業がどのように位置づけられているかという点であります。ことしの経済白書を見ますと、欧米において中小企業の付加価値生産性が大企業に比べて必ずしも低くないのは、中小企業が独自の分野を持っているからだと言っています。また、「西ドイツ、フランス、イタリアなどでは、中小企業の分野と近代的な大企業の生産分野とがかなりはつきり分かれており、同一部門で中小企業とが併存し、系列ないし従属関係を形成することが少ない。」と分析されているのであります。もって他山の石と申しますが、政府の中小企業対策に、かかる欧米諸国の実態を吸収し、わが国の中小企業対策に生かそうとする姿勢が見られないことは、きわめて遺憾といわざるを得ないのであります。特殊日本のといわれる中小企業の生産性の低さは、中小企業者の努力によって徐々に解決策がと

られようとしています。その努力に対して政府はいかなるめんどうを見ただけでありましょか。大企業のためにはいかなる犠牲も惜しまぬ政府が、中小企業対策となると、ほんのわずかの金融措置によつてのみ当面をつくろう、これが戦後二十年來一貫してとられてきた政府のいわゆる中小企業対策であります。

すでに構造的危機の様相を濃くしている中小企業の危機は、実はそのまま日本経済の危機につながっているのであります。このことこそが、特殊日本的といわれるわが国資本主義の実体であります。だとするならば、従来のような小手先の中小企業政策では問題の解決はあり得ないのであります。この経済危機を解決する道は、一つは経済政策を根本から立て直すこと、第二は中小企業政策に政府みずから真剣に取り組むことであるといふことを強調したいのであります。しかし、経済の立て直しといつても、インフレを助長する公債発行や大企業のための企業減税、そして大企業を優先させた経済政策では、今日の経済の危機をますます深刻化させるでありましょ。私は、有効需要の拡大、すなわち最終消費需要の喚起こそ最も大切だと考へるのであります。賃金の引き上げ、大幅所得減税、物価の抑制、住宅建設、生活環境投資の拡大、さらには、中小企業、農業などの低生産部門への国の積極的な援助が必要であります。また、貿易にしても、対米偏重を排し、中国をはじめ、対社会主義圏貿易を拡大していく必要があると思つております。財界がやろうとしている、また政府がバックアップしている生産調整、労働者の整理、賃金切り下げなどの措置は、まさに縮小経済への道であります。かくして、末端消費需要は一段とダウンし、中小企業製品の売れ行きはますますふるわず、ひいては中小企業の倒産をさらに増加させる結果を招かざるを得ないと考えますが、政府の中小企業振興対策の関連において、通産大臣の明快な御所見を伺いた

また、物価安定を公約した佐藤内閣は、来春早々、消費者米価の連続値上げを筆頭に、健康保険料、私鉄、国鉄運賃などの値上げをきめ、さらに郵便料金、電信電話料、授業料、公営住宅家賃等々、公共料金一斉値上げの方針を固めつつあるが、これらの動きは、他の物価高騰の原因となり、直接国民生活に大きな影響をもたらすはちろん、中小企業が使う原材料の値上げにも波及し、中小企業の危機に一そうの拍車をかけることになると思つております。いかがなものでましょか。この点、政府の物価抑制の具体策とあわせ、経済企画庁長官の御見解を承りたい。(拍手)

さらに、私は、この際、従来わが党が主張してまいりました中小企業者の設置を政府は真剣に考えるべきであると思つております。私があらためて申し上げるまでもなく、わが国の中小企業は、その数において約三百五十万、全産業の約九八%を占め、日本産業の中心的役割りを果たしております。したがって、これが対策なり政策は、もはや通産省管轄下の中小企業庁では果たし得ないことは、今日の中小企業の実態が雄弁に物語っているところであります。(拍手)労働行政に労働省、農林行政に農林省があること、中小企業者の設置は今日的な問題になっております。その中で、金融・税制近代化計画、下請企業対策、商業対策、指導事業、こうしたものを総合的に推進していく。しかも、先ほど申し上げましたように、大企業に從属する中小企業、ことばをかえれば、通産行政に從属する中小企業行政ではなく、独自の総合政策と独自の分野を持った中小企業政策であります。経済の立て直しとあわせて、こうした大胆な思い切つた施策を講じていかなない限り、私は、中小企業の危機は救い得ないと思つております。総理並びに通産大臣の責任ある見解を承りたい。(拍手)

次に、私は、案件の内容について二、三お伺いいたします。

その第一は、政府は、中小企業信用保険法を一部改正することによって、特別小口保険の一件当たりの付保限度額を引き上げ、もって中小企業、特に零細企業の金融の円滑化をはかることを主張している点についてであります。

現在保険法の規定にありますが特別小口保険の実施状況は一体どうなっているものでありましようか。この制度の施行当初、政府は付保限度額百四十億を想定したのでありますが、今日に至るもその利用はわずか七億程度にとまっていますのであります。その理由について私が詳細に申し上げるまでもございませんが、一つは、資格要件がきびし過ぎるということであり、いま一つは、本制度の活用について、政府及び関係者の積極的な指導と宣伝が見られないということであり、す。小規模零細企業者に利用されない制度は、あつてもない同然であります。私どもは、すでに今日あるを見通し、さきの通常国会における法案審議の際に、手かせ足かせの資格要件を取りはずすよう政府に強く迫つたのであります。政府は、私どもの適切妥当な意見に耳をかさず、ついに内閣提案とおりに強行実施をしたのであります。

その結果は、先ほど申し上げましたごとく、百四十億円の付保見込みに対し、実績七億円となつてあらわれたのであります。今回、政府・与党は、院の正常化の話し合いの中で、言論を不当に封殺しない、少数党の意見といえども十分耳を傾け、有効な意見については尊重するということを約束されましたが、ならば次の点について御一考を願いたいのであります。

その一つは、同一都道府県に一年以上居住し、かつ国税または地方税のいずれかを完納している者という資格要件の取りはずしについてであります。今日中小企業は不況のしわ寄せを一身に受けて金繰りに苦しんでいることは御承知のとおりであります。したがって、税金を納めたくとも納め得ないような事態も起こり得ることでありまして、小口特別保険の対象者にはそうした者がたく

さんいるということであり、こうした気の毒な零細企業にあたたい手を差し伸べてこそ、人間尊重の政治であります。その二は、付保限度額を百万円に引き上げることであり、物価高の今日、五十万円程度の融資は、まさに焼け石に水であります。かつては一証券会社に百数十億の融資を無担保、無保証で行なつたことを考えれば、さほど至難ではないと思われまが、以上二点について、私ども社会党の意見を尊重する意思のありやいなや、通産大臣の所見を承りたい。(拍手)

第二は、無担保保険の新設についてであります。この制度は、中小企業者が物的担保を要せず信用保証協会の保証によって融資が受けられるとしたのであります。一般の保険限度の別ワックにするとわれながら、実際には零細企業は除外されることとなるのであります。この点、通産大臣の明快な見解を承つておきたい。

第三は、連鎖倒産防止に対する臨時措置法についてであります。今日の経済危機にあつて、政府が積極的にとっている対策は、不況カルテルの結成、勧告操短の促進であります。しかも、悪質な計画倒産に対しても、むしろこれを助長するがときふるまが見られるのであります。たとえば、山陽特殊鋼問題等に関連して、あれほど世間を騒がせた会社更生法の改正等による計画倒産の歯どめ措置も、いまだ行なわれていないのであります。これらの諸点を考えますと、私は、連鎖倒産を促進することによって中小企業の整理淘汰をはかつているといわざるを得ないのであります。もし政府に真剣な倒産防止対策があるとするならば、一年間の臨時措置ではなく、恒久立法化するべきであり、会社更生法の改正についても積極的な見解があつてしかるべきであると考えますが、通産大臣はいかなる見解を持っておられるか、ここに明快な答弁を要求いたしまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。私からお答えするのは二点ばかりに限り、この一年間、経済のいわゆるひずみは正とされたもの、これを克服することが私の内閣の仕事だ、かように考えまして、真剣に取り組んでまいつたのであります。基本的には、この経済の不況克服、それにはどうしたらいいのかが、あるいは金銭の面、税制の面等々、具体的にいろいろの処置をとりましたが、その際に最も注意し、積極的に集中して施策を講じたものが、いわゆる生産性の低い部門。これが中小企業であり、さらにまた農業であることは申すまでもないのであります。したがって、佐藤内閣として、中小企業対策、また農業政策、こういうことには非常に意を用いてまいつたつもりでございます。しかしながら、何ぶんにもこの問題は深刻な構造上の問題でございます。したがって、短期間に成果をあげることができない。今日もおここれと真剣に取り組んでいられる次第でございます。

ただいま大村君が御指摘になりましたように、倒産件数が非常に多い、最近の倒産の実情等を見まして、毎月五百件以上の倒産がある、年間これは六千件にも及ぶだろう、同時に、その倒産の負債額などがだんだん小額になりつつある。こういう事態を考えますと、一そこの中小企業対策が急がなければならないということが言えるのであります。ただいま御指摘になりました各具体的な政策こそ、私どもが真剣に取り組んでおるものでございます。したがって、その詳細等はそのことにはお耳に達しておると思っております。

その次に、中小企業者をつくらうか、というお話でございます。私がかつて通産大臣時分にもこの問題が起きております。中小企業は、いわゆる業種ではなくて、まあ事業の規模、こういうような問題でありますので、これを一省で片

づけることは不適當でございます。一般産業界政とともに処理するのが望ましいのであります。いずれにいたしましても、中小企業問題こそ、わが国の二重構造だといわれるこの産業構造の特殊性でございますので、そういう意味では産業界政の面において一そう注意をいたすべきことだ、かように考えます。

詳細は通産大臣からお答えいたさせます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕
○国務大臣(三木武夫君) 大村君の御指摘のごとく、中小企業の倒産件数はなかなか減らない。しかし、この原因というものを考えてみると、受注の減少といえますか、仕事が少くないということが大きな原因になっておるわけであり、やがては全体としての日本の経済活動を活発にするということが基本であります。中小企業だけをとりわけにいいけません。日本の経済活動をもつと活発にしなければいけない。そういう点で、政府が金融、財政を通じて早期に景気の回復をはかろうと努力しておることは御承知のとおりでございます。

しかし、年末を控えて、中小企業年末融資の点については、御承知のように、政府三金融機関が八百二十億の追加融資、あるいは市中銀行に対してもおおよそ七千八百億程度の中小企業向けの金融を要請いたしておる次第でございます。また、担保力が少ないですから、それを補う意味において、本日御審議を願つておるような信用保証制度に対する補完制度の拡充をはかつておる次第でございます。

ここで、大村君の具体的な御質問の一点である特別小口保険、どうしてこの制度の利用者が少ないのかという点でございます。御指摘のとおり、条件がきびし過ぎた。こういう点は、税金にいたしましても、所得税、事業税、地方税、こういう税金を完納しておるか、同一町村で三カ年以上住んでいなければならぬという条件はきびし過ぎ

昭和四十年十二月二十一日 衆議院会議録第二号
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する大村邦夫君の質疑

昭和四十年十二月二十一日 衆議院會議録第二号

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する大村邦夫君の質疑 朗読を省略した議長の報告

る。それで、今回法律を改正して、一年以内に同一町村でよろしい、しかも、税金も、地方税でも所得税でも、どの税金でも納めておればよろしい、こういうふうな条件を緩和いたしましたので、この小口の特別保険というものの利用度がいままでよりは改善されるものと期待をいたしております。

とりあえず百万円までしたかどうかという御意見でございます。傾聴すべきものがありますが、三十万円をとりあえず五十万円に今回は引き上げて、将来のこの推移を見たいと思っております。

また、無担保の保険に対しての臨時措置法を永久の立法にしたかどうかというお話でございますが、とりあえず昭和四十二年三月までという臨時の措置にいたしておりますが、中小企業の今後の推移等にもらみ合わせて検討を加えたいと考えております。

中小企業庁の昇格については、総理大臣からお答えになったので、そのとおりに私も考えております。(拍手)

〔國務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○國務大臣(藤山愛一郎君) ただいま物価の問題と中小企業との関係についての御質問がございました。

消費者物価の問題につきましては、一般勤労者と同じように中小企業に影響することは、これは当然でございます。ただ、御指摘の点は、おそらく卸売り物価あるいは貨物輸送中の経費の増額その他等々の問題だと思えます。国鉄あるいは郵便料金等上げますことによりまして、中小企業の活動に影響があることはもちろんでございますけれども、その影響は必ずしも大きなものとは私ども考えておりません。むしろ、中小企業の対策としては、根本的に、今日高度成長の陰にあって十分近代化も合理化も生産性の向上もできなかった中小企業が、その面において十分今後の対策を講じていくことと、そうして、現在御承知のようにに極度に信用が膨張しております、その中の

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

多くのしわが、お産手形なり、あるいは台風手形というふうな形で中小企業にしわが寄っております。そういう点についての改善をやっておりますことによりまして、根本的な中小企業の対策ができると思うのでございまして、これらの点は同時に物価問題の対策にもなるゆえんでございまして、物価の根本的対策と中小企業の対策とは両々相反することなく並行して進められていかなければならぬと思っております。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後四時十二分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 通商産業大臣 三木 武夫君
- 國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

- 内閣法制局長官 高辻 正巳君
- 中小企業庁長官 山本 重信君

朗読を省略した議長報告

一、今二十一日、召集に応じた議員は次の通りである。

- 岩手県 第一区選出 山中 吾郎君
- 第二区選出 志賀健次郎君
- 秋田県第一区選出 石田 博英君
- 新潟県 第二区選出 井伊 誠一君
- 第四区選出 田中 彰治君
- 富山県第二区選出 松村 謙三君
- 愛知県第一区選出 横山 利秋君

- 兵庫第四区選出 河本 敏夫君
- 広島第一区選出 砂原 格君
- 高知県選出 濱田 幸雄君

(議席変更)
一、昨二十日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

- 三二九 広島第二区選出議員
- 三三三 益谷 秀次君
- 三三四 星島 二郎君
- 三三五 松村 謙三君
- 三四六 山口喜久一郎君
- 三四七 松田竹千代君
- 三四八 田中伊三次君
- 四二〇 園田 直君

(常任委員辞任)
一、昨二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 外務委員 園田 直君
- 社会労働委員 山口喜久一郎君

(常任委員補欠選任)
一、昨二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 外務委員 田中伊三次君
- 社会労働委員 船田 中君

(議案受領)
一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、昨二十日、委員会に付託された議案は次の通りである。
昭和四十年度における財政処理の特別措置に關する法律案(内閣提出第七号)
大蔵委員会 付託
昭和四十年年度一般会計補正予算(第三号)
昭和四十年年度特別会計補正予算(特第二号)

昭和四十年年度政府関係機関補正予算(機第二号) 以上三件 予算委員会 付託
一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外二名提出、参法第一号)(予)
内閣委員会 付託
一、昨二十日、委員会に付託された第四十八回国会提出の議案は次の通りである。

- 昭和三十八年度一般会計歳入歳出予算
- 昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算
- 昭和三十八年度国稅取納金整理資金受払計算書
- 昭和三十八年度政府関係機関決算書
- 昭和三十八年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書
- 昭和三十八年度物品増減及び現在額總計算書

決算委員会 付託

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

發行所 東京都港区赤坂表町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)